

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日の翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県補助金等交付規則の一部を改正する規則(財政課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県補助金等交付規則の一部を改正する規則

第一 手続の簡素化

- 一 補助事業等の着手(新第十一條関係)  
補助事業等が着手後一月以内に完了すると見込まれる場合等には、着手の届出を不要とすることとした。
- 二 補助事業等の完了の届出(新第十五條関係)  
建設工事を行う補助事業等を完了したときに限って、完了の届出をしなればならないものとする。こととした。
- 三 財産処分の承認(新第二十五條第二項関係)  
補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち知事の承認を受けなければ処分することができないものを不動産等に限定するとともに、そ

第二 事務の適正処理のための規定の整備

四 補助金等の交付台帳(旧第九條関係)

これらの財産であっても、知事が別に定める期間を経過したときは、知事の承認を受けずに処分することができないものとする。こととした。

補助金等の交付台帳(旧第九條関係)

一 間接県費補助金等関係

1 間接補助事業者等の責務(新第三條関係)

間接補助事業者等は、法令、条例及びこの規則の規定並びに補助金等の交付の目的に従って誠実に間接補助事業等を行うように努めなければならないものとする。こととした。

2 交付の条件(新第七條第三項関係)

補助事業者等は、間接交付等の際に間接補助事業者等に対し、知事が別に定める条件を付さなければならぬものとする。こととした。

3 事業の遂行等の指示(新第十三條関係)

(一) 知事は、間接補助事業者等が決定内容等に従って遂行されていないと認めるとき等は、補助事業者等に対し、必要な措置をとるよう指示することができるものとする。こととした。

(二) 補助事業者等は、間接補助事業者等が予定の期間内に完了しないことが明らかになったとき等は、速やかにその旨を知事に報告し、その指示を受けなければならないものとする。こととした。

4 実績報告(新第十七條第一項関係)

補助事業者等は、間接補助事業者等がすべて完了したときは、知事に実績報告をしなればならないものとする。こととした。

5 交付決定の取消し等(新第二十一條第一項、第三項関係)

(一) 知事は、間接補助事業者等が、この規則の規定又は決定内容等に違反したと認めるとき等は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。こととした。

(二) 知事は、(一)の場合以外においても、天災地変その他交付決定後生じた

事情の変更により、間接補助事業等の全部又は一部を遂行する必要がなくなつたと認めるとき等は、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は決定内容等を変更することができるものとする。こととした。

二 その他

1 交付要綱(新第四条関係)

知事は、別に定める補助金等を除き、あらかじめ補助金等の名称、交付の目的等を規定した要綱を制定し、これを公にするものとする。こととした。

2 財産管理(新第二十五条第一項関係)

補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、交付目的に従つて、適正に管理しなければならないものとする。こととした。

3 書類の保存(新第二十六条関係)

補助事業者等は、補助金等及び間接県費補助金等の出納の状況等を記載した書類及びその内容を証する書類を整備し、補助事業等の完了した年度の翌年度から起算して五年間、これを保存しておくなければならないものとする。こととした。

第三 その他

所要の規定の整備をすることとした。

第四 施行期日等

一 この規則は、平成十一年四月一日から施行することとした。

二 平成十一年三月三十一日までに交付決定を受けた補助金等については、なお従前の例による。こととした。

三 平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に交付決定を受ける補助金等のうち、知事が必要があると認めるものについては、なお従前の例による。こととした。

四 関係規則について、所要の規定の整備をすることとした。

規 則

鳥取県補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十号

鳥取県補助金等交付規則の一部を改正する規則

鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「決定等(第五条―第十二条)」を「決定(第五条―第十条)」に、「第十三条―第二十条」を「(第十一条―第十八条)」に、「補助金等の支出及び返還等(第二十一条―第二十五条)」を「補助金等の支払(第十九条―第二十条)」に、「第五章 雑則(第二十六条・第二十七条)」を「第五章 補助金等の返還等(第二十一条―第二十四条)」に改める。

第一条の見出しを「(目的等)」に改め、同条中「県が交付する補助金等について、交付の申請、決定及び使用その他補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要な事項を定める」を「補助金等の交付に関する基本的事項を定め、もつて補助金等に係る事務の適正かつ円滑な執行を図る」に改め、同条に次の一項を加える。

2 補助金等に関しては、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

第二条第一項中「者」を「補助事業等を行う者」に、「交付する」を「相当の反対給付を受けないで交付する給付金のうち、」に改め、第四号を削り、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 その他知事が別に指定するもの

第二条第一項第二号中「国」に対するもの及びこれに準ずるもの並びに知事が指定した「を」国又はこれに準ずる団体に交付するもの及び知事が別に指定する」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 交付金

第二条第二項中「補助事業者等」とは、「」の下に「補助金等の交付を受けて」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 この規則において「間接県費補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 県以外の者がその者以外の間接補助事業等を行う者に対して相当の反対給付を受けないで交付する給付金のうち、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的（以下単に「交付目的」という。）に従って交付するもの
- 二 第一項第四号の利子補給金の交付を受ける者が、交付目的に従い、利子を軽減して融通する資金

第二条に次の二項を加える。

4 この規則において「間接補助事業者等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通（以下「間接交付等」という。）の対象となる事務又は事業をいい、「間接補助事業者等」とは、間接交付等を受けて間接補助事業者等を行う者をいう。

5 この規則において「対象事業」とは、補助事業等又は間接補助事業者等をいい、「対象事業者」とは、補助事業者等又は間接補助事業者等をいう。

第三条の見出しを「（対象事業者の責務）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「補助事業者等は、法令の定及び補助金等の交付の目的」を「対象事業者は、法令、条例及びこの規則の規定並びに交付目的」に、「補助事業者等を行い、当該補助金等を公正かつ効率的に使用しなければ」を「対象事業を行うよう努めなければ」に改め、同項を

同条とする。

第四条を次のように改める。

（交付要綱）

第四条 知事は、補助金等を交付するときは、あらかじめ次に掲げる事項を規定する要綱を制定し、これを公にするものとする。ただし、知事が別に定める補助金等については、この限りでない。

一 補助金等の名称及び交付目的

二 補助金等の交付を受けることができる者

三 補助事業者等の内容

四 補助金等の額の算定方法

五 補助事業者等が間接交付等のためのものである場合にあつては、当該間接交付等を受けることができる者、間接補助事業者等の内容及び間接県費補助金等の額に関する事項

事項

六 その他補助金等の交付に関し必要な事項

第二章の章名中「決定等」を「決定」に改める。

第五条中「申込」を「申込み」に、「以下同じ。」をしようとする」を「以下「交付申請」という。」をする」に、「補助金等交付申請書（第一号様式。ただし、契約の申込にあつては契約に関する書類）」を「様式第一号による申請書」に改め、「添えて」の下に「、別に定めるところにより」を加え、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 対象事業に係る事業計画書

二 対象事業に係る収支予算書又はこれに準ずる書類

第六条第一項中「補助金等の交付の申請があつた」を「交付申請を受けた」に、「当該申請に係る」を「提出された」に、「必要に応じて実施を調査し」を「、必要に応じて現地調査等を行い」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「以下同じ」を「以下「交付決定」という」に改め、同条第二項中「必要があると認めた」を「、交付目的を達成するために必要があると認める」に、「申請」を「交付申請」に、「補助金等の交付の決定」を「交付決定」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該交付申請に係る対象事業の遂行が不当に困難とならないようにしなければならない。

第七条第一項中「補助金等の交付の決定」を「交付決定」に、「法令及び予算で定める補助金等の交付の目的」を「交付目的」に、「必要がある」を「必要があると認める」に、「条件を附するものとする」を「当該交付決定に条件を付することができる」に改め、同条第二項中「適性化法」という。)の下に「第二条第四項」を、「間接補助金等」の下に「(以下「間接国費補助金等」という。)」を加え、「同法」を「適性化法」に、「基き各省各庁の長が当該間接補助金等に関して条件を附した」を「基つきその交付の決定に条件が付されている」に、「これと同一の条件を附する」を「当該条件に準じた内容の条件を付する」に改め、同条に次の二項を加える。

3 間接交付等を行う補助事業者等は、当該間接交付等の際に、間接補助事業者等に対し、知事が別に定める条件を付さなければならない。

4 前三項の規定により付する条件は、公正なものでなければならず、必要な限度を超えて対象事業者に不当に干渉するようなものであってはならない。

第八条第一項中「補助金等の交付の決定」を「交付決定」に、「申請人」を「交付申請をした者」に、「補助金等の交付決定通知書(以下「交付決定通知書」という。))を交付する」を「次に掲げる事項を通知する」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 交付決定の内容
  - 二 交付申請に係る事項に修正を加えて交付決定をしたときは、当該修正の内容
  - 三 補助金等の交付の条件
  - 四 補助金等が間接国費補助金等に該当するときは、その旨
  - 五 その他知事が必要と認める事項
- 第八条第二項を次のように改める。
- 2 知事は、交付申請を受けた場合において、補助金等を交付することができないと認めるときは、交付申請をした者に対し、補助金等を交付しない旨及びその理由を通知するものとする。
- 第八条第三項及び第九条を削る。

第十条の見出しを「(交付申請の取下げ)」に改め、同条第一項中「補助金等の交付の申請をした」を「前条第一項の規定による通知(以下「交付決定通知」という。))を受けた」に、「交付決定通知書の交付を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定」を「交付決定」に、「附された」を「付された」に、「交付決定通知書を受理した日から」を「当該交付決定通知を受けた日から起算して」に、「以内に」を「以内に限り」に、「申請の取下げをする」を「交付申請を取り下げる」に改め、同条第二項中「規定による申請の取下げがあつた」を「規定により交付申請が取り下げられた」に、「申請に係る補助金等の交付の決定」を「交付申請に係る交付決定」に改め、同条第三項を削り、同条を第九条とする。

第十一条を削る。

第十二条第一項中「部長は、国又は県の予算その他の事情を」知事は、やむを得ない事由」に、「補助金等の交付の決定」を「交付決定」に、「でき難い」を「困難な」に、「補助金等の交付の目的」を「交付目的」に、「交付の見込額」を「交付見込額」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、次に掲げる事項を併せて通知するものとする。

- 一 その交付見込額は、交付決定において変更されることがあること。
  - 二 その交付見込額は、交付されないことがあること。
- 第十二条第二項中「第六条から第八条まで」を「第六条、第七条及び第八条第一項」に、「前項本文の内示」を「前項の規定による内示(以下「交付内示」という。))」に改め、同条を第十条とする。
- 第十三条の見出しを「(補助事業等の着手)」に改め、同条中「補助金等の交付の決定があつた場合又は補助金等の交付の内示があつた場合において」を「交付決定又は交付内示を受けた後において」に、「補助事業等着手届(第二号様式)」を「様式第二号による届出書」に改め、同条ただし書を次のように改める。
- ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 一 補助事業等が、着手後一月以内に完了すると見込まれる場合
  - 二 補助事業等が、主として、定型的な事務費、法令の規定により支出が義務付けら

れている経費その他の定例的な経費の支出に係るものである場合

三 その他知事が別に定める場合

第十三条を第十一條とする。

第十五条を削る。

第十四条の見出しを「(補助事業等の完了)」に改め、同条中「補助事業等が完了したとき」を「次に掲げる補助事業等が完了したとき(次項の規定による検査を段階的に行う必要がある場合にあつては、当該検査に係る部分が完了したとき)」に、「補助事業等完了届出書(第三号様式)を完了の日から五日以内に」を「様式第四号による届出書を、別に定めるところにより」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、知事が次項の規定による検査を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

第十四条に次の各号を加える。

一 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事を行うもの

二 その他知事が別に定めるもの

第十四条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、検査員に当該補助事業等に係る施設、帳簿その他の物件を検査させるものとする。

第十四条を第十五条とし、同条の前に次の三条を加える。

(補助事業等の変更等)

第十二条 補助事業者等は、交付決定(交付決定前にあつては、交付内示とし、この項(次項において準用する場合を含む。)の規定による承認(以下「変更等の承認」という。))を受けた場合にあつては、変更後のものとする。以下同じ。)に係る補助事業等の内容、経費の配分その他の事項の変更(知事が別に定めるものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合について準用する。

3 変更等の承認を受けようとする補助事業者等は、様式第三号による申請書を、別に

定めるところにより知事に提出しなければならない。

4 第六条、第七条第一項及び第八条(第一項第四号を除く。)の規定は、変更等の承認について準用する。

(遂行等の指示)

第十三条 知事は、次のいずれかに該当するときは、補助事業者等に対し、必要な措置をとるよう指示することができる。

一 対象事業が、交付決定の内容又はこれに付された条件(以下「決定内容等」という。)に従つて遂行されていないと認めるとき。

二 その他交付目的を達成することが困難であると認めるとき。

2 補助事業者等は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を知事に報告し、その指示を受けなければならない。

一 対象事業が予定の期間内に完了しないことが明らかになつたとき。

二 その他決定内容等に従つて対象事業を遂行することが困難になつたとき。

(報告及び検査)

第十四条 知事は、交付目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者等から報告を求め、又はその指名した職員(以下「検査員」という。)に当該補助事業等に係る施設、帳簿その他の物件を検査させることができる。

第十六条の見出しを「(検査後の措置)」に改め、同条第三項中「第十四条」を「前条第一項」に、「前項の規定に基く指示に従つてとるべき措置の完了」を「第十三条又は前項後段の規定により指示された措置が完了した場合」に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「前条第一項及び第二項の規定による」を「前項の規定による報告を受けたときは、」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、知事は、補助事業等が決定内容等に従つて遂行されていないと認めるときは、補助事業者等に対し、必要な措置をとるよう指示することができる。

第十六条中第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

検査員は、第十四条又は前条の規定による検査を行つたときは、速やかに検査調査を作成して知事に報告するものとする。

第十七条を削る。

第十八条中「補助事業等が完了したとき（補助事業等の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書」を「次のいずれかに該当するときは、様式第五号による報告書」に改め、同条後段を削り、同条に次の各号を加える。

一 補助事業等（補助金等が間接受付等のためのものである場合にあつては、間接受付事業等）がすべて完了したとき。

二 補助事業等を中止し、又は廃止したとき。

三 交付決定を受けた年度が終了したとき（前二号に該当する場合を除く。）。

第十八条に次の一項を加える。

2 前項の報告書には、同項各号に掲げる時点における対象事業の状況を記載した次に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

一 対象事業に係る事業報告書

二 対象事業に係る収支決算書又はこれに準ずる書類

第十八条を第十七条とする。

第十九条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「補助事業等実績報告書の提出があつた場合においては、当該報告書等の」を「報告を受けたときは、提出された」に、「必要に応じて実地につき調査し、報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合する」を、「必要に応じて現地調査等を行い、対象事業が決定内容等に從つて遂行されている」に、「決定に係る」を「交付すべき」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、補助金等が間接受付補助金等に該当する場合には、適性化法第十五条の規定による通知を受けた後に、前項の規定による通知（以下「交付額確定通知」という。）を行うものとする。

第十九条を第十八条とする。

第二十条を削る。

「第四章 補助金等の支出及び返還」を「第四章 補助金等の支払」に改める。

第二十一条の見出しを「支払の請求」に改め、同条中「交付の請求をしようとする」を「支払を請求する」に、「補助金等交付請求書（第四号様式）」を「様式第六号による請求書」に改め、同条各号を次のように改める。

一 交付決定通知の写し

二 第十五条第二項の規定による検査を受けた場合にあつては、その結果に係る第十六条第二項の規定による通知の写し

三 交付額確定通知（概算払を受ける場合にあつては、前条第二項の規定による通知）の写し

四 様式第七号による調書

五 その他知事が必要と認める書類

第四章中第二十一条を第二十条とし、同条の前に次の一条を加える。

（概算払）

第十九条 知事は、概算払により補助金等の支払をするときは、あらかじめその旨を補助事業者等に通知するものとする。

第五章を第六章とする。

第二十条の次に次の章名及び一条を加える。

第五章 補助金等の返還等

（交付決定の取消し等）

第二十一条 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 対象事業者が、対象事業に関し、法令、条例若しくは他の規則又はこれらに基づく知事の処分に違反したとき。

二 対象事業者が、この規則の規定又は決定内容等に違反したとき。

三 補助事業者等が、第十三条又は第十六条第二項後段の規定による指示に從わないとき。

2 前項の規定は、交付額確定通知を行った後においても適用があるものとする。

3 知事は、第一項の場合以外においても、次のいずれかに該当すると認めるときは、

交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定内容等を変更することができる。ただし、対象事業のうち既に遂行した部分については、この限りでない。

一 天災地変その他交付決定後生じた事情の変更により、対象事業の全部又は一部を遂行する必要がなくなつたとき。

二 次のいずれかの事由（対象事業者の責めに帰すべきものを除く。）により、対象事業の全部又は一部を遂行することができなくなつたとき。

イ 対象事業者が対象事業を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと。

ロ 対象事業者が、対象事業に要する経費のうち、補助金等又は間接県費補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないこと。

ハ その他交付決定後に生じたやむを得ない事由

4 知事は、第一項又は前項の規定により交付決定を取り消し、又は決定内容等を変更したときは、補助事業者等に対し、その旨を通知するものとする。

第二十二條を削る。

第二十三條第一項中「補助金等の交付の決定」を「前條第一項又は第三項の規定により交付決定」に改め、「補助事業等の」を削り、「取消」を「取消し」に、「関し、すでに補助金等が交付されている」を「ついで既に補助金等を支払っている」に、「その」を「その部分について支払つた額の」に改め、同條第二項中「補助事業者等に交付すべき補助金等の額の確定をした」を「交付額確定通知を行った」に、「すでにその額をこえる」を「当該交付額確定通知に係る額を超える」に、「交付されて」を「既に支払つて」に、「その返還」を「その超える額の返還」に改め、同條を第二十二條とする。

第二十四條第一項中「補助事業者等は、第二十二條第一項の規定に基き取消しにより、補助金等の返還を命ぜられた」を「前條の規定により補助金等の返還を命ぜられた者（以下「返還義務者」という。）は、その命令が第二十一條第一項の規定による交付決定の取消しに基づくものである」に、「その命令に係る補助金等の受領の日（補助金等が二回以上に分けて交付されている場合においては、最後の受領の日とし、その日に受領した額が返還すべき額に達しないときはこれに達するまで順次さかのぼりそれぞれ受領し

た日）から納付の日」を「当該補助金等を受領した日（以下「受領日」という。）から返還を命ぜられた額（以下「返還命令額」という。）の納付を完了した日」に、「返還の命ぜられた補助金等の額」を「返還命令額」に、「すでに」を「当該返還命令額から既に」に、「十・九五パーセント」を「年十・九五パーセント」に改め、同條第三項を削り、同條第二項中「補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日」を「返還義務者は、返還命令額を指定された納付期限」に、「納付期日」を「当該納付期限」に、「納付の」を「その納付を完了した」に、「未納付額」を「納付しなかつた額」に、「すでに」を「当該納付しなかつた額から既に」に、「十・九五パーセント」を「年十・九五パーセント」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 補助金等が二回以上に分けて支払われた場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた補助金等は、最後の受領日に受領したものとし、返還命令額が当該受領日に受領した額を超えるときは、それぞれの受領日に受領した額の合算額が返還命令額に達するまで順次受領日をさかのぼり、それぞれの受領日にそれぞれの額を受領したものとする。

第二十四條を第二十三條とする。

第二十五條中「補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は」を「返還義務者が返還命令額又はその加算金若しくは」に、「その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき」を「当該返還義務者が行う同種の補助事業等について支払うべき」に、「交付を」を「支払を」に、「未納付額」を「その納付していない額」に改め、同條を第二十四條とする。

第二十六條の見出しを「（財産の管理）」に改め、同條中「知事の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しては」を「交付目的に従つて、適正に管理しなければ」に改め、同條に次の一項を加える。

2 補助事業者等は、前項の財産のうち次に掲げるものを、知事の承認を受けないで交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付目的及び財産の耐用年数を勘案して知事が別に定める期間を経過したと

きは、この限りでない。

- 一 不動産
  - 二 船舶、航空機、浮標、浮き桟橋及び浮きドック
  - 三 前二号に掲げるものの従物
  - 四 その他知事が別に定めるもの
- 第二十六条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。  
(書類の保存)

第二十六条 補助事業者等は、次に掲げる事項を記載した書類及びその内容を証する書類を整備し、補助事業等の完了した年度の翌年度から起算して五年間、これらを保存しておくなければならない。

- 一 補助金等及び間接県費補助金等の出納の状況
  - 二 対象事業の遂行の状況
  - 三 対象事業に係る収入及び支出の状況
- 第二十七条の見出しを「(雑則)」に改め、「規則の施行に関し、補助事業等の種類、補助事業者等の範囲、補助率(負担率等交付基準を含む)、補助金等の交付の申請の期日、附属書類の名称及び様式その他補助事業者等が県に提出する書類の名称、様式、部数及び経由すべき機関等の名称その他必要な事項について」を「規則に定めるものほか、補助金等に係る事務の円滑かつ適正な執行を図るため必要な事項」に改める。  
第一号様式から第四号様式までを次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住所

申請者 氏名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度(補助金等の名称) 交付申請書

(補助金等の名称)の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

補助事業等の名称	
算定基準額(見込み)	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類)

(注) 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。

様式第2号(第11条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住所

申請者 氏名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度(補助事業等の名称) 着手届

年 月 日 第 号による交付決定(内示)に係る事業に着手したので、鳥取県補助金等交付規則第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

補助金等の名称	
着手年月日	
完了予定年月日	
事業実施方法	

(注) 「事業実施方法」としては、直営、請負、委託の別その他参考となる事項を記載すること。



様式第3号 (第12条関係)

職 氏 名 様

年 月 日

住所

申請者 氏名

㊦

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度 (補助事業等の名称) 変更 (中止・廃止) 承認申請書

年 月 日 第 号による交付決定 (内示) に係る事業について、下

記のとおり変更 (中止・廃止) したいので、鳥取県補助金等交付規則第12条第3項の  
規定により申請します。

記

補 助 金 等 の 名 称	
交 付 決 定 ( 内 示 ) 額	
変 更 ( 中 止 ・ 廃 止 ) 後 の 額	
差 引	
変 更 ( 中 止 ・ 廃 止 ) の 時 期	
変 更 ( 中 止 ・ 廃 止 ) の 理 由	
添 付 書 類	1 変更 (中止・廃止) 後の事業計画書 2 変更 (中止・廃止) 後の収支予算書 (に準ずる書類)

様式第4号 (第15条関係)

職 氏 名 様

年 月 日

住所

申請者 氏名

㊦

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度 (補助事業等の名称) 完了届

年 月 日 第 号による交付決定 (内示) に係る事業が完了したの  
で、鳥取県補助金等交付規則第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

補 助 金 等 の 名 称	
着 手 年 月 日	
完 了 年 月 日	

様式第5号の次に従って三筆式を印ス。

様式第5号 (第17条関係)

職 氏 名 様

年 月 日

住所

申請者 氏名

㊦

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度 (補助事業等の名称) 実績報告書

年 月 日 第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取

県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補 助 金 等 の 名 称		
交 付 決 定	算定基準額	交付決定額
実 績	績 引	
差 引		
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支決算書 (に準ずる書類)	

様式第6号 (第20条関係)

職 氏 名 様

年 月 日

住所

申請者 氏名 (印)

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度 (補助金等の名称) 支払請求書

年月日 第 号による交付決定(確定)に係る(補助金等の名称)の支払について、鳥取県補助金等交付規則第20条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助事業等の名称	
交付決定(確定)額	
支払請求額	
精算払、概算払の別	
添付書類	1 交付決定通知書の写し 2 検査結果通知書の写し 3 交付額確定通知書(概算払通知書)の写し 4 (補助金等の名称) 受入額調査書

様式第7号(第20条関係)

(補助金等の名称) 受入額調査書

交付決定(確定)額	( 年 月 日 )
受入済額(受領日)	.. ( 年 月 日 )
今回支払請求額	
差引支払未請求額	

附 則

(施行期日等)

- この規則は、平成十一年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日前に交付決定が行われた補助金等については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日から平成十二年三月三十一日までの間に交付決定が行われる補助金等のうち知事が必要があると認めるものについては、この規則による改正後の鳥取県補助金等交付規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることことができる。

4 鳥取県漁業協同組合合併助成条例施行規則の一部改正(鳥取県漁業協同組合合併助成条例施行規則(昭和四十三年四月鳥取県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。  
第四条中「第十八条の実績報告書は、様式第一号のとおりとし」を「第十七条第一項に規定する報告書は」に改める。  
第五条及び様式第三号を削る。

5 鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則の一部改正(鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則(昭和四十五年三月鳥取県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。  
第七条中「第十八条の実績報告書は、様式第二号のとおりとし」を「第十七条第一項に規定する報告書は」に改める。  
第八条を削る。

6 災害遺児手当助成条例施行規則の一部改正(災害遺児手当助成条例施行規則の一部改正)様式第四号を削る。

7 敬老年金助成条例施行規則(昭和四十七年四月鳥取県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。  
第三条から第六条までを削り、第七條中「。第十三條、第十四條及び第十五條第一

項の規定を除く。」を削り、同条を第四條とする。  
様式第一号から様式第五号までを削る。  
(敬老年金助成条例施行規則の一部改正)

7 敬老年金助成条例施行規則(昭和四十七年四月鳥取県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。  
第三条から第六條までを削り、第七條中「。第十三條、第十四條及び第十五條第一

項の規定を除く。」を削り、同条を第四條とする。  
様式第一号から様式第五号までを削る。  
(敬老年金助成条例施行規則の一部改正)

7 敬老年金助成条例施行規則(昭和四十七年四月鳥取県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。  
第三条から第六條までを削り、第七條中「。第十三條、第十四條及び第十五條第一

項の規定を除く。」を削り、同条を第三条とする。

様式第一号から様式第五号までを削る。

(土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部改正)

8 土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則(昭和四十七年十月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第八条中「から第十条まで」を「及び第九条」に改める。

(鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部改正)

9 鳥取県特別医療費助成条例施行規則(昭和四十八年十月鳥取県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「。第十三条、第十四条及び第十五条第一項の規定を除く。」を削る。